婚	姻	届	受理 令和	1 年	月 日 号			
/ P	/ E	/ш	万		7	公	官印 人	
令和	7年6					***************************************		
在ハンブ	ルク日本	大 使 :国 _{総領事}	書類調査	第記載 記	載調査 調	査票 附 票	住民票 通	知
(フリカ	i ナ)	夫 に ミュラー _氏	なる <i>)</i> ハンスパウ	-		イム	る 人 ハナコ	
氏	名	ミュラー	ルンスパリ	ウル			花子	
生年。	月 日	西暦 198	37年8	月 10 目		昭和 63 年	10月 5	日
		ドイツ連邦共和国			左に同	司じ		
住	所/	ンブルク市ラー	トハウスマル	ノクト5番				
本	籍	国籍 ドイツ	連邦共和国		東	京都千代田区		
外国人の。 / 国籍だける	· + · · · \	望着		皆地 昏	学出 学	が関二丁目2	举地 - 新 -	
•	9 11 0)氏名	カーベンン/フ	続き柄	O) D() H	務 太郎 <u> </u>	続き	を版
養父母の父母とのう) 氏名		フーベハンス マリアンネ	長男	<u>ス</u> 分	^}務 太郎 夏子		女
右記の養父母養父母がいる。その他の欄に書い	以外にも	養父 国際結婚のほ 養母 ↓チェックし		続き柄 養 子	養父 養母			
婚姻後の 氏・新しい	夫婦の「			がすでに戸籍		さっているときは書か		<u> </u>
同居を始め	りたとき	令和	6 年 8	月(結婚式をあけ たときのうちょ	「たとき、または、同居を さいほうを書いてください	始め、	
初婚・再ぬ	番の別 [□初婚 再婚(<mark>▽</mark> 廟	別 例 令和4 年	5月1日)	☑初婚	再婚(□死別□離別	年 月	В
同居を始 前の夫婦(ぞれの世 おもな仕	台のそれのと	接 2. 自由業・	年未満の契約の雇用	等を個人で経営し 除く)の常用勤労 用者は5) 皆世帯及び会社 他の仕事をしてい	ている世帯 方者世帯で勤め 団体の役員の†	先の従業者数が1人から 世帯(日々または1年未満 帯		
夫婦の	1500	国勢調査の年…	年…の4月1日か	ら翌年3月31日	までに届出を 妻の職業	さるときだけ書いてくた	<i>"さい</i>)	
令和 婚姻証	7年 5月		ツ連邦共和国	の方式		^{丈立、ハンブルクで} アルトナ区を		の
そ								
0								
他								
届 出 人(※押印は				印	外	務花子	4. 印	
事件簿番	号			D ::		意ですので、署名の		υ
(届出人の連	絡先及び電	重話番号	Tel. Address		usmarkt 40-0000	5, 20095 Ham 0000)	ourg)

		証 人			
署 (※ 押印	名 『は任意)	印			印
生 年	月日	年 月 日	年	月	日
住	所	記入不要			
本	籍	番地 番		番地 番	

記入の注意

- 1. 届書はすべて日本語で書いてください。
 - この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- →2. 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- →3. 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。 当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
 - 外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。
 - ①台湾
 - ②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- →4. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。 養父母についても同じように書いてください。
- →5. □には、あてはまるものに②のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけないでください。 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
- ▶6. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。 まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
- →7. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。 内縁のものはふくまれません。
- ●9. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から**3か月以内**に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。

外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。

当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。

- 10. 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名 (※押印は任意)してください。
- ▶11. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
 - 12. 届書は2通出してください。
 - 13. 戸籍謄本は原則不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
 - 14. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。